



## 学校における新型コロナウイルス感染拡大防止 ガイドラインの改訂【第9版】について

### ●改訂理由

保健所が、一時中止していた学校教育活動における濃厚接触者の特定を再開したこと。また、現状の感染状況や今後の第六波の懸念を踏まえた改訂を行う。

### ●主な改訂内容

#### 11月10日版【第9版】主な改訂内容

- 基本的な感染拡大防止対策の上での学習活動の実施について、体育・保健体育、理科（実験）、音楽、家庭科における授業での発声や距離、器具の取り扱いなどについて追記
- 医療機関受診における留意点で、受診相談などを「千葉県発熱相談コールセンター」から「かかりつけ医等の身近な医療機関」へ変更
- サーマル体温カメラの活用を追記
- ワクチン接種後の副反応に係る相談窓口の追記
- ワクチン接種に係る指導事項の追記
- 部活動における基本的な感染拡大防止対策として、手洗い・消毒、換気、マスク着用方法、大会等への参加などについて明記
- 健康維持、心のケアに関する連絡先の追記

### ●適用開始日

令和3年11月10日（水）から

### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本356 京葉ガスF松戸ビル4階  
松戸市学校教育部学務課 ☎047-366-7457  
FAX047-368-6616 ✉mcgakumu@city.matsudo.chiba.jp